吉野町建設工事一般競争入札実施要領

吉　野　町

吉野町建設工事一般競争入札実施要領

(趣旨)
第１条
　この要領は、吉野町が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札において、一定の資格要件を満たした者による一般競争入札方式(以下「一般競争入札」という。)を導入するにあたり、吉野町契約規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)
第２条
　一般競争入札に付する工事については工事設計金額が１億５千万円以上の工事を対象とする。
　ただし、特殊な技術を要する工事及び町長が認めた場合は、この限りではない。

（入札の公告等）
第３条
　町長は、地方自治法施行令第１６７条の６第１項及び吉野町契約規則第２条の規定に基づき次の事項を告示するものとする。
（1）　入札に付する事項
（2）　入札に必要な書類
（3）　入札保証金に関する事項
（4）　入札の無効に関する事項
（5）　その他必要事項

（入札参加資格）
第４条
　入札に参加する者に必要な資格に関する事項として、次の条件をすべて満たす者であること。
（1）　地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）　過去１０年以内に対象工事と同種の工事の施工実績がある者であること(対象工事に応じて同種工事の工種、規模を的確に明示すること。)。
（3）　対象工事に配置を予定する技術者が適正である者であること(個別の工事に応じて技術者の資格、経歴及び同種の工事の施工従事経験を的確に明示すること。)。
（4）　会社更生法及び民事再生法の、開始手続きの申立がなされている者でないこと。
（5）　競争入札参加資格審査確認時点及びそれより以後入札執行日までの間において、奈良県及び吉野町から指名停止を受けている期間中である者でないこと。
（6）　対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と、資本若しくは人事面において関連のある者でないこと。
（7）　その他対象工事ごとに定める要件を満たしている者。

（共同企業体の取扱い）
第５条
　一般競争入札には、共同企業体を参加させることができるものとする。
但し、共同企業体を参加させる場合には、その旨及び構成員の数、組合せ、技術的要件、出資比率要件、代表者要件、その他必要と認める事項を告示において明示するものとする。

（競争参加資格確認申請書の提出及び受付）
第６条
　一般競争入札に参加を希望する者（以下「参加申請者」という。）は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第１号）及び公告で定められた必要な添付資料（以下「資格確認資料」という。）を定められた方法により申請期限日までに１部提出しなければならない。

2　申請書及び添付資料の受付は、当該担当課において行うものとする。
3　当該担当課は、資格確認資料の提出を受けたときは、その内容を確認のうえ資格確認資料に受付印を押印し、参加申請者に受理を伝える。

（入札参加資格の決定）
第７条
　第４条で規定する資格は、対象工事ごとに『吉野町建設工事等業者資格審査会』で審議を行い競争参加資格の確認を行うものとする。
　２　入札参加資格の有無について決定したときは、競争参加資格確認通知書（様式第２号・第３号）により速やかに参加申請者に通知するものとする。

（入札参加資格が無いと認められた者に対する理由の説明）
第８条
　競争参加資格がないと認められた者は、説明要請書（様式第４号）によりその理由について、町長に説明を求めることができるものとする。
　説明を求められたときは、業者資格審査会で審議し、回答書（様式第５号）により回答するものとする。

（入札保証金及び契約保証金）
第9条
　入札保証金及び契約保証金は、吉野町契約規則に定めるところによるものとする。

（その他）
第10条
　この要領に定めるもののほか、一般競争入札に関し必要な事項については町長が定めるものとする。

附　　則
　　この要領は、平成20年　4月　1日から施行する。